

保護者のみなさまへ

豊中市立千成小学校

校長 藤原 誠

非常変災時の措置について

本年度ははじめに出しておりましたが、過日お知らせしました「非常変災時の措置対象となる気象警報の変更(2019.1)」に合わせ、改訂版を作成いたしましたので、ご確認の上、保管をお願いします。なお、警報の対象となる地域は「豊中市」となりますので、合わせてご確認ください。

1 児童が登校する前に、豊中市に警報【暴風警報・大雨警報(浸水害)・大雨警報(土砂災害、浸水害)・洪水警報・暴風特別警報・大雨特別警報のいずれか】が発令中の場合※大雨警報(土砂災害)のみの場合は措置対象外となります。

① 午前7時以降、午前10時までの間において豊中市に前述の警報のいずれかが発令の場合は自宅待機をさせ、解除次第、登校させてください。

② 午前10時を過ぎても、なお、豊中市に前述のいずれかが発令中の場合は、「臨時休業」とします。

2 児童の登校後に前述のいずれかが発令された場合

学校教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合、児童の安全確保に努めるとともに、即刻下校させるか、あるいは学校に待機させるなどの適切な措置を講じます。下校後の児童の対応につきまして、ご家庭によりましては、ご近所や知り合いのご家庭にお願いするなどの方策を前もって講じておいてください。

3 地震発生の場合

① 児童が登校する以前に豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。なお、震度5未満であっても一定の被害が発生した場合「登校」か「自宅待機」かの判断は、保護者の皆様に行なっていただきますようお願いいたします。

② 児童の登校後に地震が発生した場合、学校は児童を安全な場所に避難させ保護・監督にあたるとともに、通学路の安全、校内の被害状況等を調査し、下校させるか、あるいは学校に待機させるなど適切な措置を講じます。

③ 児童の登下校中に地震が発生した場合は、以下の点をとるべき行動の基本といたしますので、確認しておいてください。
「頭部を守り、塀や池、建物から離れること。」
「学校か家かどちらか近いほうに避難すること。」
「どちらへの避難も困難な時は、その場に近い、より安全な場所で待機すること。」

4 その他

① 非常変災時の対処の仕方等につきましては、ご家庭でも日頃から児童と話し合っておいてください。

② 児童の安全上の問題から、保護者判断で、「登校」を見合わせられた場合は、「欠席」ではなくて「出席停止」扱いとします。

③ 午前9時以降、午前10時までの間に前述の警報が解除した場合でも、給食の実施が可能ですので、午後の授業がある学年は授業があります。(2016. 4改正)

④ 放課後子どもクラブ(留守家庭児童会)は、臨時休校の場合は中止します。